「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱 令和6年3月25日制定 〔文化スポーツ部国際政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 実施要領の作成に関すること。
  - (2) 選定基準の作成に関すること。
  - (3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。
- 2 委員は、文化スポーツ部長、文化スポーツ部次長、国際政策課長、国際政策課シティプロモーション係長、政策開発課SDGs推進係員、広聴広報課広報係員、園芸畜産振興課6次化・輸出推進係員、観光課観光係員とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。 (委員長の職務等)
- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、文化スポーツ部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は審査を実施するにあたり会議を開催することができる。
- 2 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

(選定基準)

- 第6条 選定基準は、「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。 (守秘義務)
- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ部国際政策課において処理する。

(その他)

附則

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。